

豊情個審答申第42号
平成23年(2011年)12月13日

豊中市長
浅利 敬一郎様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐野 久美子

豊中市情報公開条例に基づく行政文書不開示決定処分について
(答申)

平成23年4月14日付け諮問第34号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「平成18年9月21日から平成22年11月19日までの間に送付した税額決定・変更通知書、督促状、納税通知書又は納付催告書の発送記録」を不開示とした決定処分は、妥当である。

第二 異議申立ての経過

1 開示請求

異議申立人は、平成23年1月14日、豊中市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成18年9月21日から平成22年11月19日までの間に発送した税額決定・変更通知書、督促状、納税通知書又は納付催告書に関する行政文書一切」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、同年1月25日、本件開示請求に係る行政文書は、平成18年9月21日から平成22年11月19日までの間に発送した税額決定・変更通知書、督促状、納税通知書又は納付催告書の発送記録と特定し、当該文書は、それぞれの納税者ごとに管理しているものであり、個人情報であって特定の個人を識別することができ、また、地方税法第22条により守秘義務が課せられているため、条例第7条第1号及び第7号に該当するとの理由を付して、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は本件処分を不服として同年1月29日付けで不服申立書を提出したが、行政不服審査法に規定する必要記載事項が記載されていなかったため、実施機関は同年2月7日付けで補正命令を行い、同年2月21日異議申立人から補正書が提出されたことをもって、行政不服審査法に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を受け付けた。

第三 異議申立ての趣旨

実施機関が行った本件処分を取り消し、個人情報を除く行政文書の部分開示を求める。

第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、反論書を提出せず、口頭意見陳述も行わなかったため、異議申立人の主張は、異議申立書に記載された内容のみであるが、その内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 当該文書は、条例第7条第7号に規定する、法令等の規定により公にすることができない情報には該当しない。
- 2 当該文書は、条例第7条第1号イに規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する。
- 3 条例第8条において、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録され

ている場合は、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと規定している。

- 4 条例第9条において、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を開示することができる」と規定している。
- 5 よって、個人情報を除く行政文書の部分開示を行うべきである。

第五 実施機関の主張の要旨

弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 本件開示請求に至る前に、異議申立人に対して送付した納付催告書についての質問状が平成22年11月19日に出された。その内容は、「平成18年度及び平成19年度の市府民税について、当時は納付を求められていない。なぜ、今頃になって税金の支払いを請求するのか。本当に文書が送付されているのか。」とのことだったため、これまでに異議申立人に送付した文書の日付と内容を一覧にし、文書を送付している旨を回答した。その後、異議申立人から上記一覧表に記載した文書に関する行政文書一切とする本件開示請求があった。
- 2 税額決定・変更通知書、督促状及び納税通知書の発送に係る起案文書は、保存期間が1年のため、請求時点ですでに廃棄済みだが、発送については税オンライン・システムに記録している。また、納付催告書は、徴税吏員の判断により発送し、滞納支援システムに送付の記録を残している。このため本件開示請求に係る文書は、これらのシステムに記録された異議申立人宛て文書の送付記録であると特定した。
- 3 これらの記録は、納税者ごとに記録しており、個人情報に該当する。また、税の賦課及び納付に関する記録は、地方税法第22条の守秘義務の対象となる情報である。
- 4 異議申立人は、条例第7条第1号イに該当する旨を主張するが、開示を求める異議申立人の権利利益と、不開示にすることによって保護される個人の権利利益を比較して、個人情報を開示すべき公益性はない。
- 5 異議申立人は、条例第8条に基づき部分開示を求めているが、不開示部分を除くと、有意の情報はない。
- 6 異議申立人は、条例第9条に該当する旨を主張するが、同条は、条例第7条第1号イよりも、社会的、公共的な利益を保護すべき特殊事情がある場合の規定であり、該当しない。
- 7 よって、異議申立人の主張には理由がなく、開示をしないとした決定に誤りはない。
- 8 なお、異議申立人は、異議申立て後に本件開示請求で開示を求めた文書と同一の内容で、豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求を行い、自己情報の開示を受けている。

第六 当審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

- (1) 条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と規定し、行政文書の開示請求があった場合には、原則として全部開示をすること及び不開示とする場合としては同条各号に定める不開示情報が記録されている場合に限ることを示している。

条例第7条第1号は、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報を不開示情報としている。ただし、同号イにおいて「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、不開示情報から除くことと規定している。

なお、条例においては開示請求者本人の情報であることをもって、不開示情報にはあたらないとはしておらず、また、自己情報の開示請求については豊中市個人情報保護条例によるため、同号の「個人情報」の該当性は、請求者によって判断が変わるものではない。

条例第7条第7号は、「法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（中略）により公にすることができない情報」を不開示情報としている。

- (2) 実施機関は、開示請求の対象である行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であっても、条例第8条により、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示し、情報公開に努めなければならないことを規定している。
- (3) 条例第9条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第7号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定し、公益上特に必要がある場合には、不開示情報を開示することができるとしているが、法令等の規定により公にすることができない情報については、本項は適用されないため、当該情報を開示することはできないものである。

2 本件異議申立てに係る不開示情報該当性に関する判断

本件開示請求に係る文書は、個人に対する税の賦課及び徴収に関する情報であり、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当する。

異議申立人は、条例第7条第1号イに該当し、開示すべきと主張するが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本件開示請求に係る文書を公にすることが必要であるという事情は認められず、同号イには該当しない。

よって、本件開示請求に係る文書は、不開示情報に該当し、同条第7号の適用

について、検討するまでもなく、開示することはできない。

3 本件異議申立てに係る部分開示に関する判断

異議申立人は、個人情報を除いた部分について、開示を求めているが、本件異議申立てに係る行政文書は全てが不開示情報にあたるため、部分開示を行うことはできない。

4 本件異議申立てに係る公益上の理由による裁量的開示に関する判断

本件開示請求に係る文書について、条例第7条第1号に該当するにもかかわらず、特に開示すべき公益上の理由は認められない。

5 当審査会の結論

以上のとおり、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、不開示とした実施機関の決定に誤りはない。

よって、上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

平成23年（2011年）12月13日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 野 久 美 子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子